

SGEC 分別・表示事業体審査報告書

認定統合事業体

西臼杵森林認証協議会素材生産部会

平成20年3月

(社)全国林業改良普及協会

目 次

I. 西臼杵森林認証協議会素材生産部会の概要・確認資料一覧

II. 審査経過

III. 審査における判定事由書

I. 西臼杵森林認証協議会素材生産部会の概要

1. 申請者名称 西臼杵森林認証協議会素材生産部会
 会長 抜屋 臣雄
 (所在地) 西臼杵郡日之影町大字分城 456-3
2. 認定統合事業体名 西臼杵森林認証協議会素材生産部会 (4社)
3. 認定対象業種 素材生産・販売
4. 沿革・概要

【西臼杵森林認証協議会素材生産部会4社の沿革・概要】

名称	抜屋林業(有)	西臼杵森林組合	(株)マルサン	佐藤 木材
代表者	抜屋 臣雄	飯干 徹	戸高 久治	佐藤 庫司
所在地	日之影町大字分城456-3	高千穂町大字三田井1063-23	高千穂町大字岩戸6332-2	日之影町大字七折8617-7
担当者	抜屋 臣雄	坂本 秀男	戸高 昌治	佐藤 庫司
電話	0982-88-1625	0982-72-3637	0982-74-8228	0982-87-2539
ファックス	0982-88-1625	0982-72-3652	0982-74-8019	0982-87-3066
E-mail		info@nisiusuki-shinrin.jp		
沿革・概要				
創業年	昭和47年	平成10年10月	昭和38年	昭和40年
年間売上高	68百万円	1,288百万円	252百万円	41百万円
事業所数	1事業所	1事業所	1事業所	1事業所
所有機械	ハーバスター 1台 グラップル 2台 集材機 2台 トラック(グラップル付)1台 トラック(クレーン付)1台	プロセッサ 3台 フォワーダ 1台 林内作業車 4台 グラップル 3台	プロセッサ 4台 グラップル 3台 集材機 4台 フォワーダ 1台 フォークリフト 3台 トラック(グラップル付)2台 大型平トラック 1台	ハーバスター 1台 グラップル 4台 集材機 2台 トラック(グラップル付)1台 トラック(クレーン付)1台
資格	林業架線作業主任者 2名 小型移動式クレーン 4名 玉掛け技能講習 2名	1種衛生管理者 2名 林業架線作業主任者 3名 1級土木施工管理者 1名 2級土木施工管理者 3名 林業技能士 1名 伐木業務特別教育 2名 小型移動式クレーン 2名 玉掛け技能講習 3名	林業架線作業主任者 5名 玉掛け技能講習 5名 はい作業主任者 2名 フォークリフト運転 8名 小型移動式クレーン 4名	林業架線作業主任者 2名 小型移動式クレーン 4名 玉掛け技能講習 4名 フォークリフト運転 1名
素材生産量/H19年	5,556m ³	74,203m ³	21,509m ³	3,469m ³

西臼杵森林認証協議会素材生産部会(以下：素材生産部会)は、同協議会森林認証部会が SGEC 森林認証に取り組むに当たり、対象となる森林の施業及び素材生産の担い手である4社の事業体が、結成したグループである。

素材生産部会員それぞれ、昭和40年代から西臼杵地区で、素材生産を行っている事業体(平成10年広域合併によって設立された西臼杵森林組合は除く)

であり、抜屋林業と(株)マルサンは今回の認証対象森林の所有者でもある。

平成 19 年の年間素材生産量は、グループ合計：104,737 m³(内訳は 4 社概要参照)で、その内 8,456 m³が、西臼杵地区の第三セクター(株)もくみ(昨年 10 月事業体認定取得)に出荷されている。

今回のグループでの取り組みは、地域材の製材・加工・販売を行っている前記の(株)もくみと連携して、西臼杵地区の申請森林の適正な管理を支援するとともに、自らが産出する西臼杵産 SGEC 森林認証材の適正な分別・表示と、安定供給の一翼を担おうとするものである。

5. 分別・表示管理体制

認定統合事業体としての素材生産部会の役割は、認証森林での伐採、搬出、山土場検収、運材まであり、これらの行程は、認証森林であることの確認を怠らなければ、分別・表示は容易である。

素材生産部会では、代表：抜屋臣雄氏（抜屋林業（有））の下、「SGEC 分別・表示システムの諸規定に則り、認証森林から産出された林産物の適切かつ効率的な利用を目的」とした一元的な「認証林産物の分別・表示管理方針」及び「認証林産物の分別・表示管理計画」、「分別・表示管理体制」を定めて、作業工程での分別・表示管理の徹底を図っている。

なお、素材生産は、持続可能な森林経営の行われている森林内での作業であることから、実行段階でのマニュアルである「「認証森林」伐採・搬出作業マニュアル」を作成し、現場従業員に対する分別・表示管理の徹底と、「持続可能な森林経営」に対する教育・指導体制を執っていることを確認した。

（主な確認資料）

- ・ 西臼杵森林認証協議会規約
- ・ 部会員参加同意書
- ・ 部会員各社実績報告
- ・ 認証林産物の分別・表示管理方針書
- ・ 認証林産物の分別・表示管理計画書
- ・ 認証林産物の分別・表示管理体制
- ・ 「認証森林」伐採・搬出作業マニュアル

II. 審査経過・確認資料一覧・写真

1. 西臼杵森林認証協議会素材生産部会の審査経過

西臼杵森林認証協議会素材生産部会の審査は、(社)全国林業改良普及協会認証審査センターの児島裕、宇佐美均、鳥越貞雄の3名が行った。

【審査申込】

平成20年2月6日／審査申込

(内 容)

1. SGEC 分別・表示システム運営規程及び実施要領説明
2. 全林協の審査手順についての説明
3. 審査申込書の受付、関連資料の確認

【認定審査】

平成20年2月7日／書類確認及び現地確認

(場 所)

(株) もくみ事務所及び西臼杵森林組合事務所、各社素材生産現場

(審査員)

(社)全国林業改良普及協会	審査員	児島 裕
同	審査員	宇佐美均
同	専門審査員	鳥越貞雄

(出席者)

抜屋林業(有)代表	抜屋臣雄
西臼杵森林組合代表理事組合長	飯干 徹
同 販売加工課長	坂本秀男
(株) マルサン代表取締役	戸高久治
同	戸高昌治
佐藤木材 代表	佐藤庫司
(株) もくみ 総務係長	谷川由香

(内 容)

1. (株) もくみ事務所において、素材生産部会員より提出された書類及び資料を受けるとともに、森林認証・分別表示についての説明を行い、SGEC 分別・表示システム諸規定の遵守意志を確認した。
2. 各社の事業の概要、事業体認定を取得した後の分別・表示の考え方や管理方針、認証林産物の管理計画、分別・表示管理の体制等について説明を受け、

併せて関連資料の審査を行った。

3. 各社作業現場を順次調査し、伐採、搬出、選別、保管、出荷における安全・林地保全対策、木材の流れ、および現場管理の仕組み等について確認を行った。
4. 現場担当者に事業体認定を取得した後の分別・表示の考え方や管理方針、認証林産物の管理計画、分別・表示管理体制等について聞き取りを行い、実行意思を確認した。

平成 20 年 3 月 21 日 / 審査委員会

(委員名)

元東京大学教授・農学博士	山根 明臣
元東京農業大学教授・農学博士	河原 輝彦
木構造振興株式会社専務取締役・農学博士	西村 勝美
東京農工大学教授・農学博士	土屋 俊幸
(社)林木育種協会理事長	真柴 孝司

(事務局)

(社)全国林業改良普及協会 専務理事	渡辺 政一
同 認証審査センター	児島 裕
同 認証審査センター	野田 昭一

(内 容)

1. 現地認定審査の結果を報告するとともに、SGEC の定める「認定審査」基準事項に基づき設定した「審査要件」について審査判定を行った。
2. 提出資料、生産現場での管理の仕組み、審査判定表による判定の内容等からいって、申請者は認定に値する統合事業体であるものと認められた。

Ⅲ. 西臼杵森林認証協議会素材生産部会の審査における判定事由書

SGECの定める「認定審査」基準事項に基づき、「西臼杵森林認証協議会素材生産部会審査判定表」の10項目を審査要件とした。

これら「審査要件」に基づいて、「認定審査」を行い、審査委員に諮ったところ、西臼杵森林認証協議会素材生産部会は、認定に値する統合事業体であるとして判定された。

なお、審査委員会により、認定所得後の「向上目標」として下記が付記された。

【向上目標】

1. 認証林産物の分別・表示管理の現場への徹底を図るため、従業者に対し、分別・表示管理に関する教育・研修を今後も継続すること。
2. 「統括管理責任者」は、部会員事業体の内部検査を行い、検査内容等について記録に努めること。
3. 「取扱台帳」等、認証林産物の取り扱いに関する記録類の保存に努めること。

基準1 経営の健全性

1-1 / 妥当である
持続的に事業活動を行いうる事業体であること。

西臼杵森林認証協議会素材生産部会(以下:素材生産部会)は、西臼杵森林認証協議会がSGEC森林認証に取り組むに当たり、対象となる森林の施業及び素材生産の担い手である4社の事業体が、結成したグループである。

1-2 / 妥当である
経営指標に照らし、財務状態が健全であること。

「決算報告書」により、財務状況を確認したところ、経営状態は安定していると判断した。

基準2 認証林産物取扱の業態

2-1 / 妥当である
認証林産物を取り扱う事業体として、事業目的および内容が適合していること。

素材生産部会員は、昭和 40 年代から西臼杵地域で、素材生産を行っている事業体(平成 10 年広域合併によって設立された西臼杵森林組合は除く)であり、抜屋林業と(株)マルサンは今回の認証対象森林の所有者でもある。

以上、SGEC 認定事業体としての事業目的及び内容は適合していると判断する。

2-2 / 妥当である

認証森林所有者・管理者または認定事業体と反復継続して取引関係にあること。

素材生産部会の部会員は、いずれも西臼杵地域で、素材生産を行っている事業体であり、抜屋林業と(株)マルサンは今回の認証対象森林の所有者でもある。

平成 19 年の年間素材生産量は、素材生産部会合計:104,737 m³で、その内 8,456 m³が、西臼杵地区の第三セクター(株)もくみ(昨年 10 月事業体認定取得)に出荷されている。

なお、素材生産は、認証森林内での作業となることから、現場従業員に対する作業マニュアルである「「認証森林」伐採・搬出作業マニュアル」を作成し、環境や水土保持などに関する教育・指導を徹底することを確認した。

2-3 / 妥当である

認証林産物の普及および利用促進、新たな用途開発について意欲的であること。

今回のグループでの取り組みは、地域材の製材・加工・販売を行っている前記の(株)もくみと連携して、西臼杵地区の申請森林の適正な管理を支援するとともに、自らが産出する西臼杵産 SGEC 森林認証材の適正な分別・表示と、安定供給の一翼を担おうとするものである。

基準 3 分別・表示管理運営の体制

3-1 / 妥当である

認証林産物の分別・表示管理に係る計画を立てていること。

素材生産部会では、代表：抜屋臣雄氏（抜屋林業（有））の下、「SGEC 分別・表示システムの諸規定に則り、認証森林から産出された林産物の適切かつ効率的な利用を目的」とした一元的な「認証林産物の分別・表示管理方針」及び「認証林産物の分別・表示管理計画」、「分別・表示管理体制」を定めて、作業工程での分別・表示管理の徹底を図っている。

3-2 / 妥当である

認証林産物の分別・表示管理を行う体制が整っていること。

認定統合事業体としての素材生産部会の役割は、認証森林での伐採、搬出、山

土場検収、運材まであり、これらの行程は、認証森林であることの確認を怠らなければ、分別・表示は容易である。

素材生産部会では、作業現場マニュアルである「「認証森林」伐採・搬出作業マニュアル」を定め、現場管理体制を整えている。

3-3 / 妥当である

分別・表示管理を担当する管理責任者を設置していること。なお、管理責任者に適正な研修を行っていること。

素材生産部会では、認定統合事業体としての「統括管理責任者」と、各部会員事業体において分別・表示管理を担当する「認証林産物管理責任者」及び「現場担当者」を設置し、担当者の新規就労時及び配置換え時には、分別・表示に関する内部研修を行うこととしている。

また、「統括管理責任者」は、必要に応じ部会員事業体の内部検査を行い、検査内容等について記録するとしている。

3-4 / 妥当である

伝票など帳票類を作成・保存すること。なお、認証林産物と非認証林産物のコード番号は明確に区別すること。

現地確認により、伝票などの帳票類は、電算処理され、適正に管理・保管されていることを確認した。

認定後は、認証林産物専用の「認証材取扱台帳」で管理し、非認証林産物と明確に区別することとしている。

3-5 / 妥当である

定期的に棚卸記録などにより、保管数量の管理を行うこと。

「認証材取扱台帳」を作成し、定期的に生産地・履歴等を記録するとともに、伝票など帳票類を5年間保存し、認証林産物の流通・情報交換、開示に備えることとしている。